平成２５年（フ）第８４４号
福岡県太宰府市大佐野６丁目10番24号
破産者　児島　宏司
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７号
北海道室蘭市寿町２丁目10番11号、開始決定時の住所北海道室蘭市日の出町１丁目９番18号
破産者　山田　龍人
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５０２号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目20番20号　ビューコート鷺ケ森203
破産者　丹野　典昭
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
秋田県横手市二葉町９番25号
破産者　高橋　淳子
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第９７８号
横浜市磯子区久木町18番20―603号
破産者　上村　健一
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４号
新潟県長岡市希望が丘３丁目９番地17、前住所東京都台東区西浅草３丁目28番17―904号　アーバンスクエア浅草
破産者　千原　　治
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
長野県松本市大字里山辺840番地
破産者　花岡真由美（旧姓中條）
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７９号
長野県安曇野市穂高有明4034番地６
破産者　重野　文門
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２５号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩682番地28、前住所愛知県一宮市花池３丁目17番16―306号　ナビハイツ花池
破産者　中村　義樹
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１４４号
静岡市駿河区稲川２丁目７番２号
破産者　鈴木　貴雄
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３００号
静岡県焼津市高新田2411番地の６
破産者　青木　伸雄
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３号
滋賀県米原市杉澤817番地１
破産者　安田　　昇
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第４３２号
京都市伏見区羽束師菱川町555番地57
破産者　谷　　大三
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８０号
京都市伏見区深草西浦町２丁目87番地７　みどり荘２号室、住民票上の住所京都市下京区西七条南東野町80番地
破産者　佐々木俊二
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７７８号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町51番地　メゾングランドール305
破産者　鈴木　由紀
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６９号
広島市西区庚午中１丁目７番19―306号　第３メゾン庚午
破産者　三木　　宏
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３７号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目６番23―103号
破産者　相原　正之
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４３９号
北九州市八幡東区羽衣町２番27号
破産者　稲田　直樹
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２９号
熊本市東区戸島西４丁目４－１　森幸恵方、破産手続開始決定時住所熊本県山鹿市新町401番地
破産者　森　　一弘
1　決定年月日　平成25年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係